

令和2年2月26日

保護者様

練馬区立北町西小学校長 吉川文章

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い 予想される今後の対応の可能性について（情報提供）

日頃から本校の教育活動にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、昨日、文部科学大臣からのメッセージが出されました。そこで、関連のある下記の内容について、各家庭でも共通理解と十分な想定をしていただくなど、よろしくようお願い申し上げます。

記

1 休校に関する方針

文部科学省は、同じ市町村の学校などで新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、感染者がいない学校でも休校などを検討するよう全国の教育委員会へ要請する方針を示しました。なお、出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とするとのことです。

※ 当然、この方針は、東京都を通して、練馬区でも同様の方針が示される可能性があります。具体的には、区内の他の学校で感染があった場合は、区内全ての学校で休校となる可能性があります。

2 休校となった場合の学校の対応と配慮事項について

- (1) 家庭学習を可能な限り課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。
- (2) 児童の各学年の課程の修了または卒業の認定等に当たっては、不利益が生じないように配慮すること。

※ 休校の措置を取る際に、各学年から家庭学習の計画をお伝えいたします。十分に準備ができない場合については、メールやホームページも活用してまいります。

※ 措置の影響に伴い、修了証や卒業証書を授与できないことはありません。

3 教職員における感染対策について

発熱等風邪の症状が見られるときは、児童に直接接する立場であることから一層厳格かつ迅速に対応する必要があります。当該教職員に代わって授業を行うことが困難な場合は、当面自習の扱いも差し支えないこと。

※ 教員が多く休まなくてはならない場合は、自習の対応（2学級を、1名の教員が自習の巡回しながら指導をする）も考えられます。本校は、ティーチングアシスタントの学生もおりますので、適宜配置をしてまいります。

上記の情報提供に伴う対応は、可能性をお伝えするものであり決定ではありません。練馬区教育委員会から具体的な措置についての方針が定められます。

保護者の皆様におかれましては、就業をされているご家庭もあるなど、様々な状況があると思われまします。区内での感染は、いつ発生してもおかしくない可能性もあり、方針が示される前に一定程度の情報提供が必要と考え文書配布に至りました。